

令和6年度 新潟市ケアプラン点検実施報告

新潟市福祉部介護保険課介護給付係



目次

1. 介護保険法の理念等、介護支援専門員における倫理について P1,2
2. ケアプラン点検の実施根拠 ～介護給付適正化事業～ P3,4
3. ケアプラン点検の目的、ケアプラン点検時の基本姿勢 P5
4. 新潟市におけるケアプラン点検の実施方法について P6～8
5. 令和6年度 ケアプラン点検の実施について P9
6. 令和6年度 ケアプラン点の検結果について P10～P16
7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて～自立支援に向けた気づきの共有～ P17～34
8. 適切なケアマネジメント手法の活用について P35～37



1. 介護保険制度の理念等について

介護保険法第1条

○ 介護保険制度は、要介護状態となった高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としている。

介護保険法第2条

○ 介護保険の保険給付は、次の観点から行うこととされている。

- ① 要介護状態又は要支援状態の軽減や悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行うこと。
- ② 心身の状況や環境等に応じ、利用者の選択に基づいて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者・施設から総合的・効率的に提供されること。
- ③ 保険給付の内容及び水準は、要介護状態となつた場合であっても、可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。

H20.10.3 厚生労働省 社会保障審議会 介護給付費分科会 資料2より



1. 介護支援専門員における倫理

自立支援

自己決定の原則を尊重し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

利用者の権利擁護

常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

専門的知識と技術の向上

質の高い介護支援サービスの提供のため、常に専門的知識と技術の向上に努めます。

公正・中立な立場の堅持

事業所や施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持し、利用者の利益を最優先に活動します。

日本介護支援専門員協会 倫理綱領・行動規範一部抜粋



2. ケアプラン点検の実施根拠

～介護給付適正化事業～

市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

- 1 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
(以下略)

根拠法令：介護保険法第115条の45第3項第1号



2. ケアプラン点検の実施根拠

～介護給付適正化事業～

給付適正化事業の実施者

市町村（自治体）が行います。

給付の適正化、適正化事業とは

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービスを、事業者が過不足なく適切に提供されることを確認することや高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになります。

介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に
向けた手引きより

要介護認定の適
正化

医療情報との突
合・縦覧点検

ケアプラン等の
点検



3. ケアプラン点検の目的

○ ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を中心に介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実態を支援するために行うものです。

ケアプラン点検時の基本姿勢

○ ケアプラン点検は、介護支援専門員と保険者が双方向でともに確認しあう姿勢で臨み、介護支援専門員がどこに悩み、つまずいているのかを把握し、点検を通して気づきの共有を図り、ケアマネジメントの質の向上に向け、レベルアップに取り組んでいきましょう。

「ケアプラン点検支援マニュアル」（平成20年7月18日厚生労働省老健局振興課）



4. 新潟市におけるケアプラン点検の実施方法について

1

- **保険者**：ケアプラン点検実施通知を対象事業所の管理者へ通知します。
- **点検対象の介護支援専門員と主任介護支援専門員**：点検前の自己点検シートの記入とこれまでの支援の振り返りを行います。

2

- **保険者**：事前提出資料を受理後、ケアプラン点検支援ツールを活用し面談に向けた準備を行います。
- **点検対象の介護支援専門員と主任介護支援専門員**：支援の振り返り作業を行います。

3

- **保険者と点検対象の介護支援専門員、主任介護支援専門員**：対面式又はZoomによるオンライン形式でケアプランの作成への考え方やプロセスを含め、ケアプラン点検に臨みます。



4. 新潟市におけるケアプラン点検の実施方法について

4

- **点検対象の介護支援専門員と主任介護支援専門員**：ケアプラン点検で得た気づきを事業所内でフィードバックし、点検後の自己点検シートを記載するとともに点検で得た気づきを活かして再作成したケアプランを面談報告書を含め、保険者へ提出します。

5

- **保険者**：点検後の資料を受理、ケアプラン点検支援ツールを活用し、どのような気づきを得て、どう自立支援に資するケアプランの作成に至ったかを確認します。

6

- **保険者**：コメントを記載した結果通知を対象事業所の管理者に交付します。
- **介護支援専門員**：ケアプラン点検での気づきなどを今後のケアマネジメントに活かします。



4. 新潟市におけるケアプラン点検の実施方法について

ケアプラン点検対象の選定方法

国保連の介護給付適正化システムの帳票・データを活用し、点検対象となつた被保険者のケアプランを作成した事業所（の介護支援専門員）を選定します。

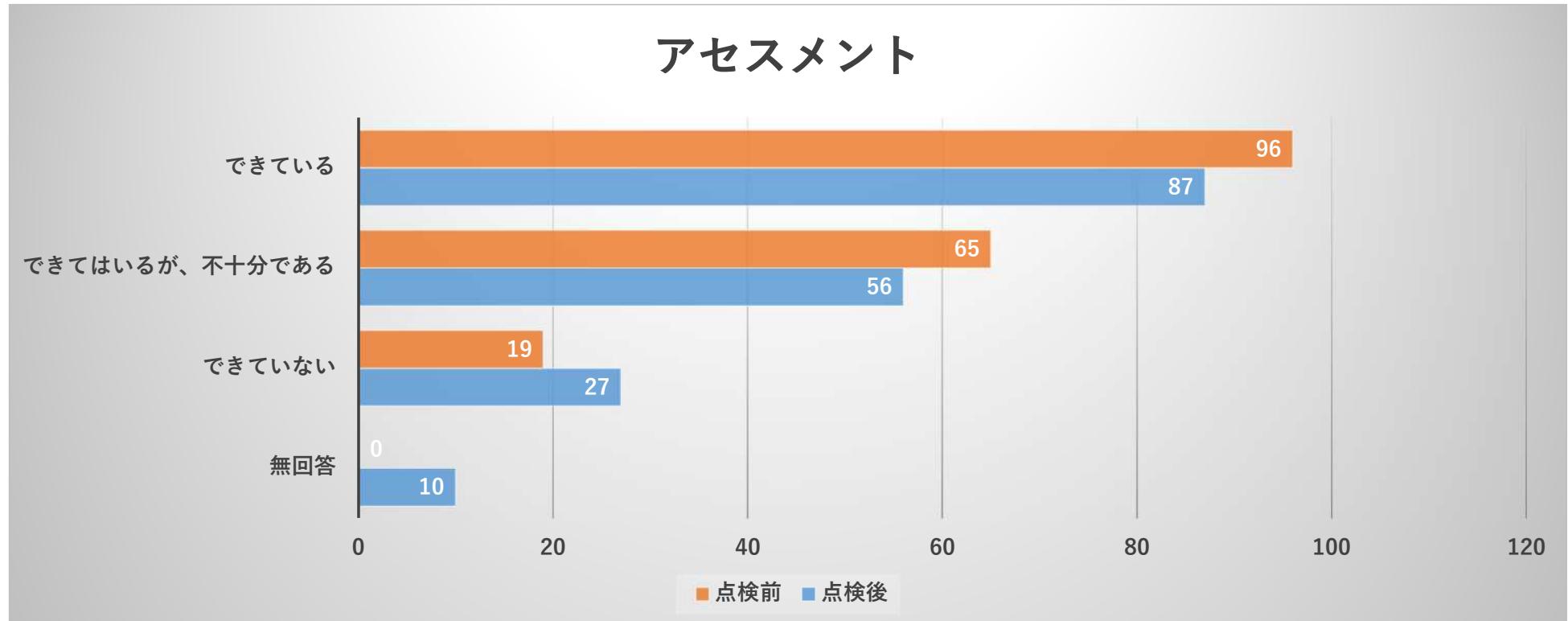


5. 令和6年度 ケアプラン点検の実施について

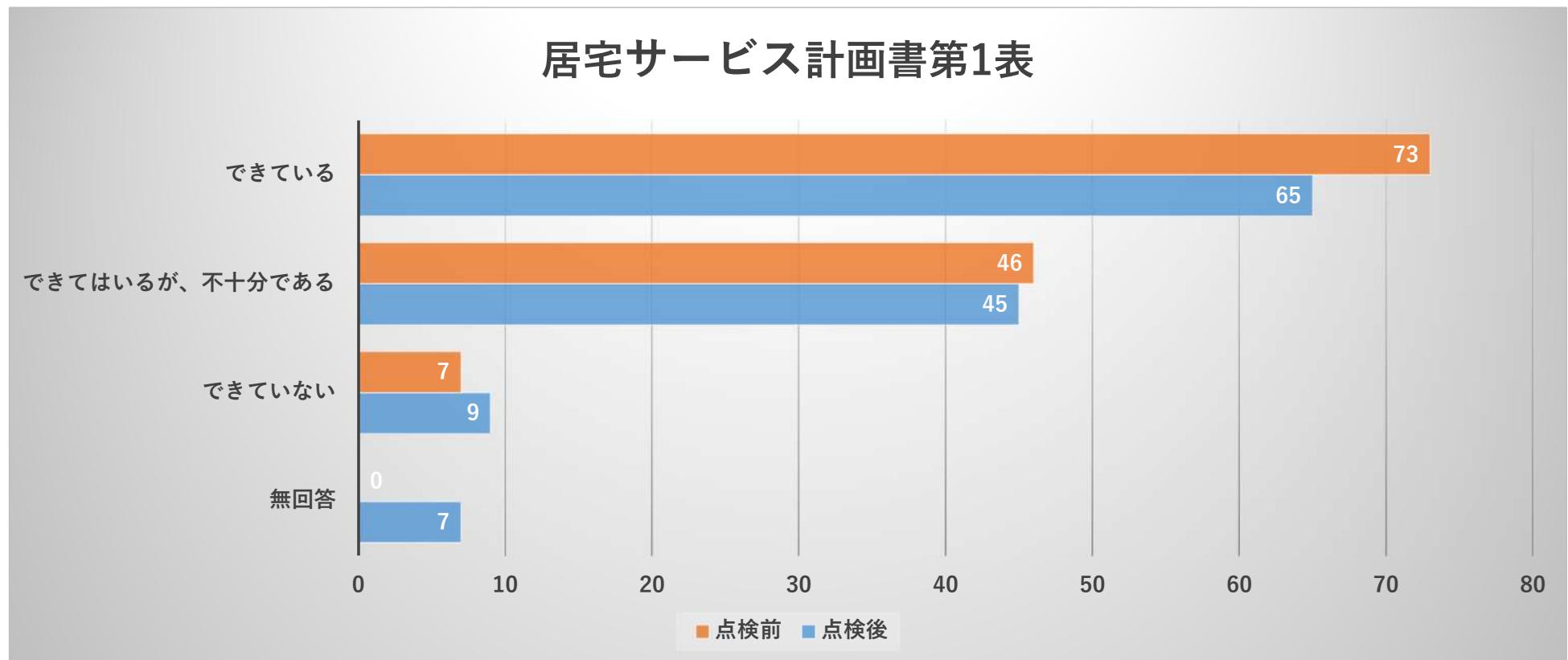
ケアプラン点検の抽出・テーマ	実施件数	備考
1. 支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者である者	5 件	訪問介護のサービス利用が7割以上のケース
2. 支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者である者	3 件	短期入所生活介護、通所介護の利用が9割以上のケース
3. 認定調査状況と利用サービス不一致である者	8 件	歩行、立ち上がり、寝返り、起き上がりなどの状態から福祉用具の貸与の妥当性について
4. 認定調査状況と利用サービス不一致である者	2 件	難病、末期がんのケースにおける訪問看護のサービス利用のケース
5. 訪問回数の多い訪問介護（生活援助中心型）を位置付けたケアプラン	1 件	訪問介護の生活援助の利用内容および回数の妥当性について



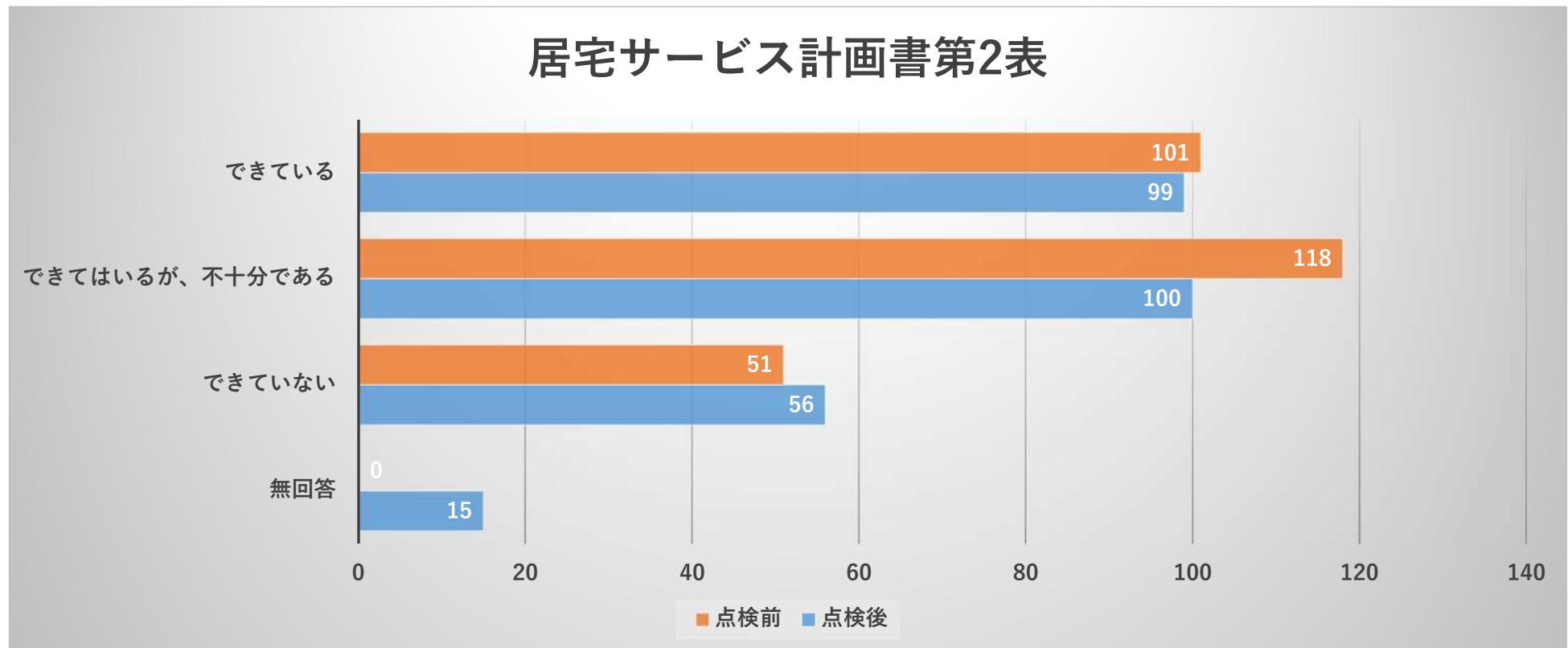
6. 令和6年度 ケアプラン点検の結果について



6. 令和6年度 ケアプラン点検の結果について

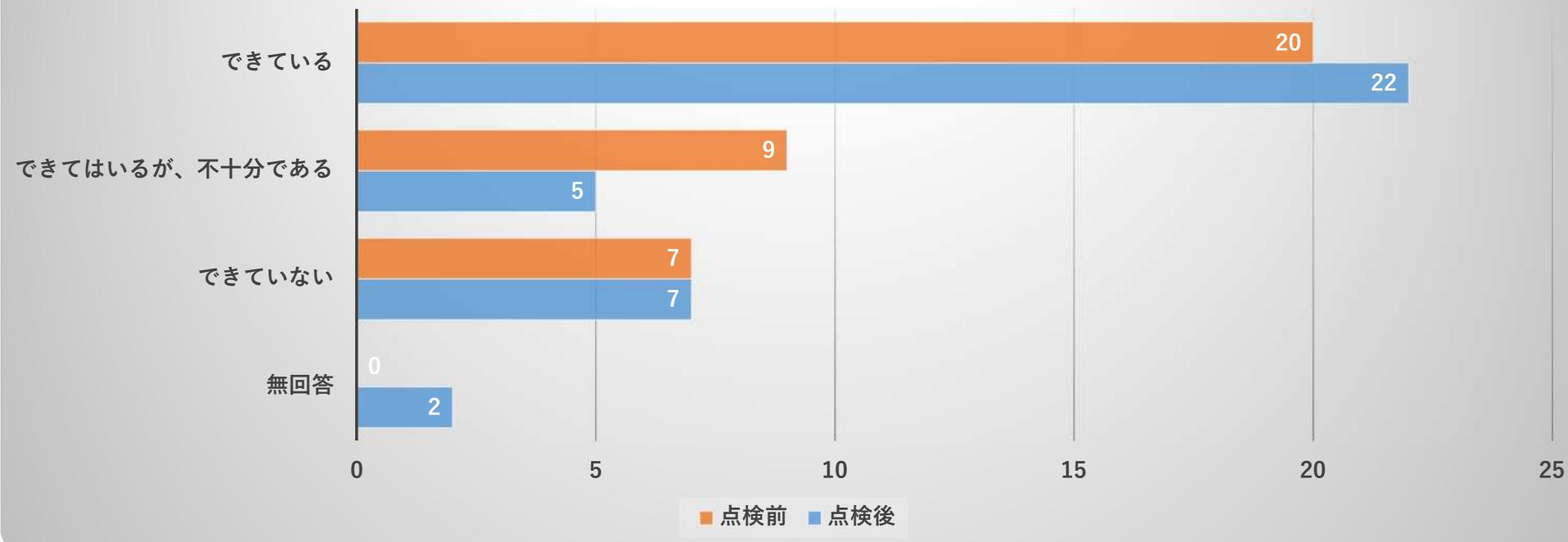


6. 令和6年度 ケアプラン点検の結果について

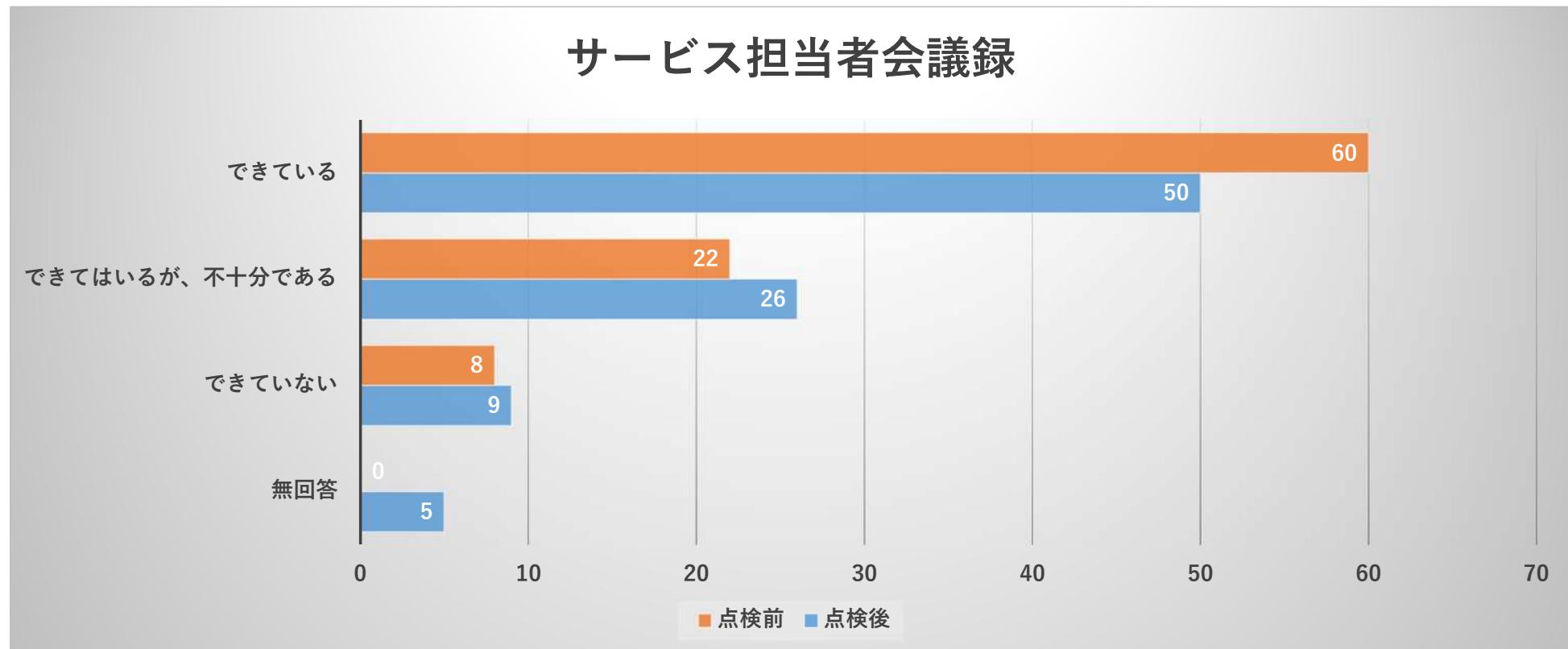


6. 令和6年度 ケアプラン点検の結果について

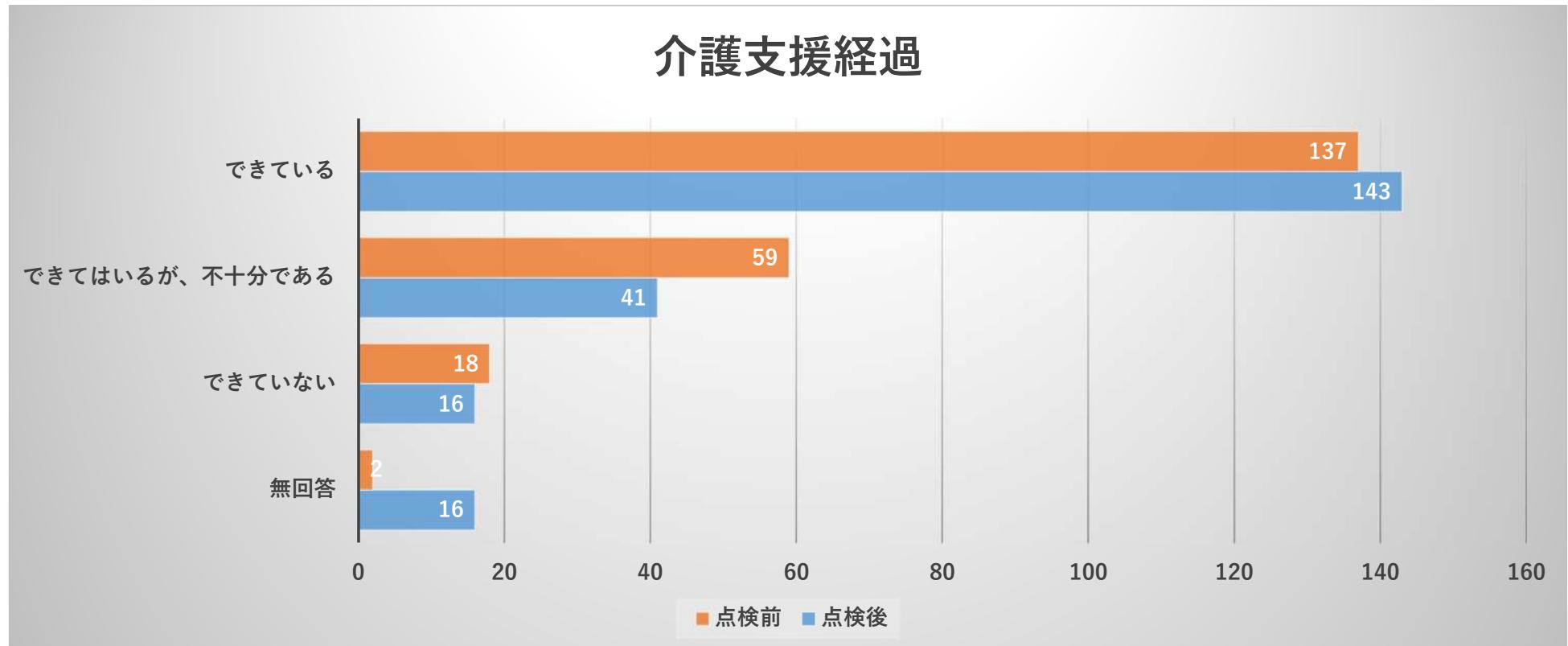
居宅サービス計画書第3表



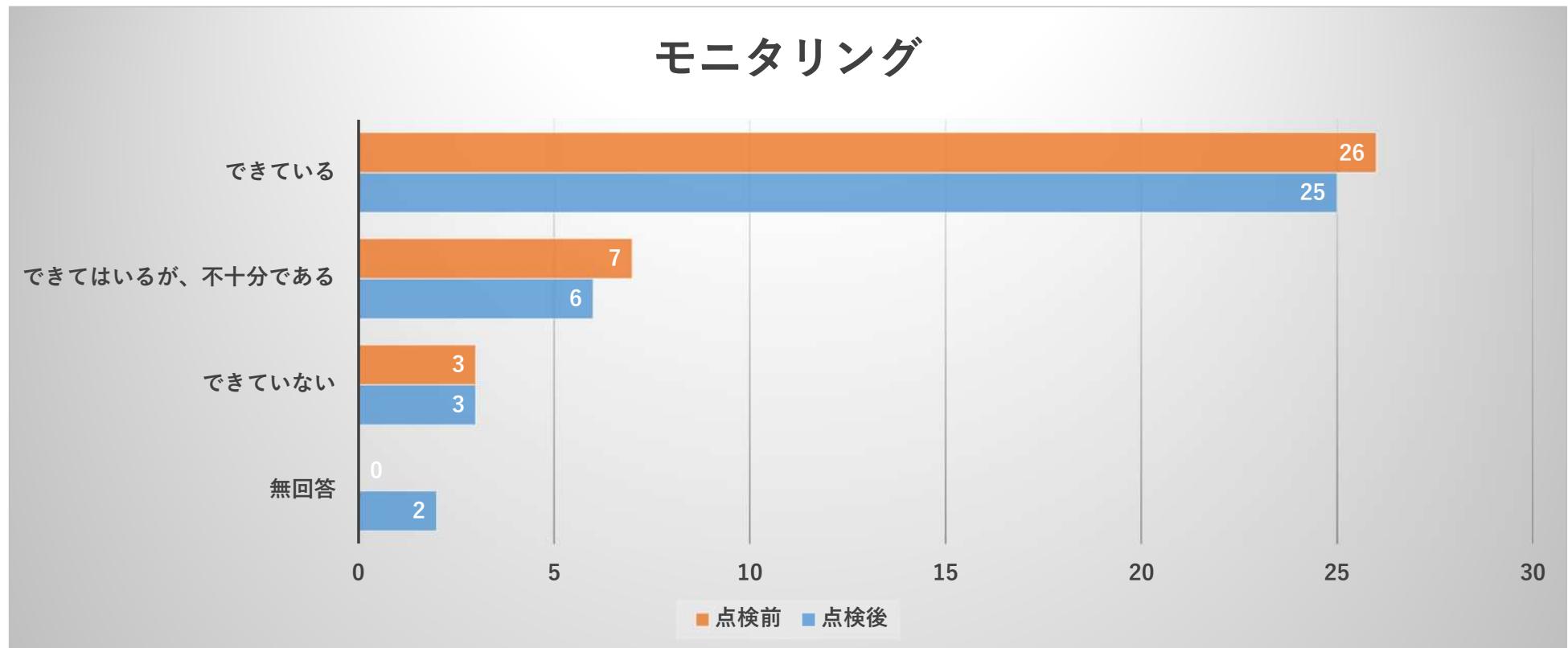
6. 令和6年度 ケアプラン点検の結果について



6. 令和6年度 ケアプラン点検の結果について



6. 令和6年度 ケアプラン点検の結果について



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～アセスメント～

- ・事業所で活用されているアセスメントツールについて、理解と習得はされていますか？
- ・改正後の課題分析標準項目に応じた情報収集を行えていますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～アセスメント～

- ・適切なケアマネジメントの手法を活用し、経験と知見に基づくアセスメントの実施になっていますか？
- ・起きている問題、または起こり得る問題の要因や背景を検討し、解決すべき課題と取組むべき目標の設定を根拠をもって説明ができますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～居宅サービス計画第1表～

- ・本人や家族によって語られた、望む生活に対する具体的な意向の聞き取りはできていますか？
- ・主訴でなく意向の記載になっていますか？
- ・意向や将来の見通しを踏まえた必要な支援について、アセスメントの課題分析の結果に基づく記載になっていますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～居宅サービス計画第1表～

- ・本人や家族を含むケアチームが目指すべき方向性を確認できる内容ですか？
- ・生活機能の維持に向けた、必要なリハビリやセルフケアの継続ができるような支援の提示になっていますか？
- ・緊急事態が想定される場合、緊急時の場面の共有や対応機関、その連絡先の把握を行えていますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～居宅サービス計画第2表

- ・アセスメントで抽出した課題と記載された課題の整合性はありますか？
- ・本人が望む生活を実現する課題をあげられていますか？
- ・困りごとや家族の意向をそのまま課題にした表記になっていますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～居宅サービス計画第2表～

- ・生活全般の解決すべき課題に対応し、かつ本人が達成することが可能な長期目標の設定になっていますか？
- ・本人や多職種、保険者が具体的に達成すべき内容として分かりやすく、またイメージできる長期目標の記載になっていますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～居宅サービス計画第2表～

- ・長期目標を達成するための段階的な短期目標の設定になっていますか？
- ・長期目標と同じ短期目標を設定していませんか？
- ・短期目標をサービスの利用を目的とした設定にしていませんか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～居宅サービス計画第2表～

- ・本人や家族が具体的に何をするのかをイメージしやすい短期目標の設定になっていませんか？
- ・誰にでも当てはまる単純化した短期目標をあげていませんか？
- ・短期目標に対して本人と合意形成が図られていますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～居宅サービス計画第2表～

- ・本人が取組む短期目標に本人の役割は記載できていますか？
- ・短期目標達成のための支援を記載できていますか？
- ・福祉用具の理由や利用内容の記載はされていますか？
- ・サービスの利用頻度を根拠をもって説明できますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～居宅サービス計画第3表～

- ・第2表と整合性のとれた内容や回数の記載になっていますか？
- ・インフォーマルサポートについての記載はされていますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～居宅サービス計画第3表～

- ・起床から就寝までの生活全体の流れが見える具体的な活動や習慣化された活動内容を把握し、記載していますか？
- ・第2表に記載された家族の役割を第3表にも記載していますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～サービス担当者会議録～

- ・本人や家族は会議に出席されていますか？
- ・主治の医師や薬剤師などに対して参加の声掛けや意見などを聞き取られていますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～サービス担当者会議録～

- ・「検討した項目」などに新規や更新、区分変更、（退院や状態変化などに伴う）ケアプランの変更（見直し）、課題の共有と検討などの開催理由を記載していますか？
- ・「検討した項目」や「検討内容」に議題を記載していますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～サービス担当者会議録～

- ・議題に対して各関係者からの意見を聞き取れるように工夫を行っていますか？
- ・議題に沿った結論を記載していますか？
- ・結論に至らなかった、または後に議論が必要な残された課題を記載していますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～支援経過～

- ・面談の日時、場所、相手、モニタリングの内容の全てを記録できていますか？
- ・次の月分の利用票について、誰に説明・同意・交付したかが分かる記録になっていますか？
- ・状態の変化がないという理由でモニタリングの記録に決まった言い回しの定型文を使っていませんか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～支援経過～

- ・ケアマネジャーの支援対応、根拠を含め、一連のケアマネジメントの実施が分かる記録になっていますか？
- ・モニタリングとしてサービス提供事業所との連絡の内容を記載していますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～支援経過～

- ・利用者とサービス提供担当者への居宅サービス計画書の交付の記録はありますか？
- ・サービス提供事業所からの個別サービス計画の依頼と受領した記録はありますか？



7. ケアマネジメントの質の向上への取組みについて ～自立支援に向けた気づきの共有～

～モニタリング～

- ・利用者の変化について確認と記載はできていますか？
- ・前月のモニタリングのコピーペーストやあらかじめ用意された定型文のような内容になっていますか？
- ・数字だけでなく評価した判断根拠が分かる記録になっていますか？



8. 適切なケアマネジメント手法の活用について

適切なケアマネジメント手法とは

- ・介護支援専門員の先人たちが培ってきた知見の中で**共通化できる知見に着目し、体系化**したもの
- ・**根拠に基づいた「仮説」**を持ち、その必要性や個別的内容を検証するために、**情報の収集・分析を展開する**という**考え方**に基づきまとめられている
- ・介護支援専門員だけでなく**他の職種の方々**にも知ってもらい、**地域全体で活用**することを目指している

YouTube 株式会社日本総合研究所 【手引きその1解説】1章-適切なケアマネジメント手法って何だろう？より



8. 適切なケアマネジメント手法の活用について

適切なケアマネジメント手法を活用する意義

- ① 支援内容やアセスメント項目の抜け漏れを防げる
- ② 他の職種との協働や役割分担を進めやすくする
- ③ ケアプランの見直し（状態の変化に応じた支援の見直しや追加の判断）がしやすくなる

YouTube 株式会社日本総合研究所 【手引きその1解説】1章-適切なケアマネジメント手法って何だろう？より



8. 適切なケアマネジメント手法の活用について

～適切なケアマネジメントの活用の意義から
　　目指したいこと～

本人や家族に合わせた
個別的な支援内容を実現していくこと

YouTube 株式会社日本総合研究所 【手引きその1解説】1章-適切なケアマネジメント手法って
何だろう？より



参考通知

- 1.介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企発第29号）
- 2.介護保険最新情報Vol.1286 「「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について」（令和6年7月4日老認発0704第1号）
- 3.介護保険最新情報Vol.1009「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」（令和3年9月22日付厚生労働省老健局通知）
- 4.介護保険最新情報Vol.652「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について
- 5.介護保険最新情報Vol.992「適切なケアマネジメント手法の普及推進に向けた調査研究事業（令和2年老人度保健健康増進等事業）」の「手引き」について（情報提供）【その1】<https://www.mhlw.go.jp/content/000796362.pdf>
- 6.介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き 令和6年3月 令和5年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業
- 7.ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法（平成20年7月18日厚生労働省老健局振興課）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/hoken/jissi_00005.html
- 8.「適切なケアマネジメント手法」の手引き
https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/r2fukyu_betsushiryo.pdf
- 9.日本総研:適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究事業 <https://www.jri.co.jp/column/opinion/detail/12568/>
- 10.日本介護支援専門員協会:介護支援専門員倫理綱領 <https://www.jcma.or.jp/?p=5284>
- 11.厚生労働省 社会保障審議会 介護給付費分科会 <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/s1003-11.html>

